

入札制度の一部改正（事後公表の拡大）について（お知らせ）

令和5年1月4日
技術監理課

平成26年度に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の改正があり、ダンピング対策の強化、並びに公共工事の適正な施工等を図ることが受発注者に求められることとなりました。

下松市においても、令和5年4月1日より更なる公平で競争性のある入札実施及び適正価格での受注における積算能力の向上を図るため、事後公表の対象工事に営繕系工事を加えて一部改正をしますのでお知らせします。

1. 事後公表の対象工事

- (1) 建設工事のうち請負対象設計額が2,000万円以上の工事に係る競争入札。
- (2) 全ての測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（業務の内容からこの入札方式が適当でないと判断される業務の内容は除く。）に係る競争入札。

※ 変更点

この度の対象工事は、営繕系工事の請負対象設計額2,000万円以上が加わることとなります。

2. 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

3. 経過措置

下松市建設工事等に係る予定価格等の事後公表に関する要領の施行の日以後に下松市契約規則第4条の規定による公告又は同規則第17条第2項の規定による通知を行った工事について適用し、この要領の施行の日より前に通知を行った工事については、なお従前の例とします。

以上